

農業・水産業の復旧に向けての課題

—土地と水と仮設施設—

2011.10.17

農林中金総合研究所

常務取締役 鈴木 利徳

農業・水産業・水産加工業等の復旧を進めるうえで現在大きな課題となっているのが「土地」と「水」と「仮設施設」である。本稿ではこの3点に絞って述べてみたい。

1 土地の問題

まず、土地の問題とは、土地利用計画の策定が遅れているために、被災事業者が具体的な行動に移れないことである。たとえば、地盤沈下した沿岸部ではどの地域で、どの程度の地盤嵩上げを行うかの方針が示されないために、水産加工施設や工場等を再建するにも動きがとれない状況にある。事業者個人の判断で見切り発車することも可能だが、その場合は、本格的な復興事業が開始されたときにはやり直しを要求されるかもしれない、二重投資になるリスクがある。被災事業者に二重投資のリスクをとる余裕はない。そのような二重投資を回避するためにも、再建する道路の位置・高さ、地盤沈下した土地の嵩上げも含めて早急に土地利用計画を策定することが強く望まれている。

漁業者や水産加工業者だけでなく、農家も同じような状況におかれている。具体的な土地利用計画が示されないなかで、被災農家は先行きが見えないという。土地利用計画ができていないために、自分の土地が農業振興地域になるかどうか分らず、営農計画を立てられないという農家もいる。将来、自分の家がどこに建てられるかが分からないということも営農方針を決断しづらいひとつの要因となっている。

先の見通しが立たなければ、時間の経過とともに被災農家の営農再開意欲はそがれる。一方で、当面の生活の糧を得るために農外就労の機会を探さねばならないが、被災地の就労機会は限られており、就労先を求めて地域を離れる人も少なくない。

このように、「土地利用計画策定の遅れ⇒営農計画の遅れ、水産加工場等再建の遅れ⇒地域の雇用喪失⇒就労機会を求める人の流出」という状況を一日も早く克服しなければならない。

2 水の問題

農中総研では7月中・下旬に岩手・宮城両県の8JAについて農業の復旧状況に関するヒアリング調査を実施した。筆者が今回のヒアリング結果をみてあらためて痛感したことは、排水施設の損壊により米の作付けができない農地が広範囲にわたることである。「排水機場が復旧できれば除塩作業ができるが、復旧の見通しが見えない」(宮城・S農協、I農協)、「除塩作業がいつごろまでかかるかによって来年の作付けができるか否かが決まるが、今のところ未知数」(宮城・W農協)、「水路の破損、瓦礫の撤去などのために水を通せない状況であり、思うように除塩できない」(岩手・O農協、H農協、S農協)など切実な声が多い。下流沿岸部の農地の排水機場が復旧していないために、上流内陸部の直接津波の被害を受けなかった農地も米の作付けを自粛している地域もある。この

場合、作付け自粛農地には何の補償もなく、戸別所得補償制度にも加入できないという。

被害を受けたのは排水機場だけでなく、用排水路も損壊しており、一連の農業水利施設の復旧が除塩も含めて営農再開のカギであるといえる。

3 仮設施設の問題

被災地を訪ねると、復興は将来を見据えて時間をかけて取り組めばよいが、復旧はスピードが勝負であるということを感じて痛切に感じる。早期に復旧を遂げなければ雇用の維持ができず、被災地の人口が流出する。とくに気仙沼、石巻のような漁業基地においては、漁獲は一部再開されたものの、冷凍・冷蔵・加工施設の復旧が遅れているために生鮮出荷中心となり、出荷できる数量が限定される。いわば水産加工業の受け入れ能力が港の水揚げの限界を意味する。その結果、大部分を他県の漁港に水揚げせざるを得ない状況にある。被災地漁港の水揚量が少ないとそれに付随する加工・流通、小売、運輸も含めての雇用機会の創出が遅れ、地域経済が回っていかない。漁業者や水産加工業者の多くは仮設の施設によってでも早期に事業を再開し、雇用の維持・創出、地域経済の再生を図りたいと考えている。

このような被災事業者のニーズに応えるために中小企業基盤整備機構では仮設店舗、仮設工場等を整備するための事業を実施している(一次補正 10 億円、二次補正 210 億円、三次補正でも継続される見込み)。これは、地元市町村が提供した土地に中小機構が事業用仮設施設を建設して市町村に貸与し、さらに市町村はそれを被災事業者に貸与するというものである。これまで 349 件の事業が認可され、うち 41 件が完成している(10 月 3 日現在)。比較的小規模な店舗、事務所、倉庫などにはこの事業が向いているように思われる。

一方、比較的規模の大きい水産加工場などは中小企業庁の補助事業である「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の方が使い勝手がよいといえる。この事業は、地域経済の中核を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に国 2 分の 1、県 4 分の 1 合わせて 4 分の 3 の補助が得られるものであり、一次補正での補助件数は 28 グループ、補助総額は 179 億円である。二次補正でも同事業は継続され(国費 100 億円)、三次補正においても引き継がれると見込まれている。水産加工業者をはじめ造船業、製造業、小売業等にとっては補助率も高く、被災事業者の需要に応えた大変魅力的な補助事業であり、三次補正での大幅な増枠を期待したい。この事業による復旧事例については、当総研ホームページに掲載されている「水産加工業の震災復旧における中小企業対策の役割」(鴻巣)に詳しく紹介しているのでご参照願いたい。

将来ビジョンを実現する確固とした復興計画とともに、早期に地域経済を再生するための復旧事業の推進・実行を切に望みたい。

(すずき としのり)